

ディスカッション第 1 回

テーマ 2

現在、監査法人の監査報酬は被監査会社から支払われる「被監査会社負担方式」が採用されているが、この方式では監査をする相手から監査報酬が支払われるという構造上、利益相反が生じやすいという課題があると言われている。当該課題を解消するアプローチの 1 つとして公的基金方式が挙げられるが、当該方式に賛成・反対それぞれの立場に分かれて討論しなさい。

B 案：公的基金方式に反対

1. 監査報酬は監査サービスの対価として被監査会社が負担すべきである

監査は企業の財務諸表に対して保証を与える専門サービスであり、当該サービスを受ける企業が費用を負担することは合理的であると判断する。なぜなら、監査によって企業は資本市場からの信頼を獲得し、資金調達や企業価値向上といった利益を享受することから、その受益者である企業が監査報酬を負担することが適切であると考えられるからだ。

2. 企業の実態に応じた監査契約が可能である

企業ごとに事業内容やグループ構成、内部統制の整備状況は異なる。公的基金方式では、監査法人と企業が協議の上で監査範囲や必要工数を決定できないため、各企業の実態に応じた監査契約が困難となる。その結果、監査資源を効率的に配分することができないと考えられる。

3. 監査品質の向上につながる

監査品質を向上させるためには、監査人が企業の事業内容や経営環境を深く理解することが重要である。現行制度では監査法人が継続的に監査を実施することで、企業理解を蓄積しやすくなる。その結果、リスクに応じた効率的かつ効果的な監査の実施が可能となる。

4. 現行制度でも独立性を確保する仕組みが整備されている

現在は監査役会等による監査人の選解任、品質管理レビュー、ローテーション制度及び独立性に関する規制など、利益相反取引に対する牽制機能が整備されている。そのため、公的基金方式でなくとも一定水準の独立性は確保されていると考えられる。

以上